

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求書の記載事項）</p> <p>第六十五条の二 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなら い。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 本人の氏名、生年月日及び住所並びに現に隊員である場合には、その 所属、官職及び勤務場所 二 処分を受けた当時の本人の所属、官職及び勤務場所 三 処分者の官職及び氏名 四 審査請求に係る処分 五 処分の通知を受けた年月日 六 審査請求の趣旨及び理由 	<p>（審査請求書の記載事項）</p> <p>第六十五条の二 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査請求人が 、これに署名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 本人の氏名、生年月日及び住所並びに現に隊員である場合には、その 所属、官職及び勤務場所 二 処分を受けた当時の本人の所属、官職及び勤務場所 三 処分者の官職及び氏名 四 審査請求に係る処分 五 処分の通知を受けた年月日 六 審査請求の趣旨及び理由